

#### 第4節 戦時下の漁業

大正後期に始まった恐慌は、昭和に入ってもまだ不況の色を残し、ついに1929(昭4)年10月の世界大恐慌を迎えた。そして、恐慌の回復せぬままに、1931(昭6)年の満州事変、1937(昭12)年の日中戦争突入へと続く。政府の不拡大方針にもかかわらず戦線は拡大し、事態は泥沼化していった。1939(昭14)年にはノモンハン事件が起こり、同じ年、ヨーロッパでは第二次大戦が起こる。中国問題の解決を焦る日本はこのなかで、ドイツ・イタリアへの接近を強め、1940(昭15)年には3国軍事同盟を締結する。アメリカをはじめ連合諸国は反発して、経済封鎖が急速に強められていった。このような状態のなかで日本軍の仏印進駐が始まり、1941(昭16)年12月8日の真珠湾攻撃により、太平洋戦争に突入した。緒戦の勝利も束の間、翌1942(昭17)年のミッドウェイ海戦を境に敗退を続け、1945(昭20)年8月、広島・長崎の原爆投下。そして同月ポツダム宣言受諾により敗戦となった。

この戦時体制の時期は、戦時統制の時期でもあった。

戦時統制下における水産業の役割は、軍需用食糧と国民食糧としての水産物の安定的供給であった。したがって、水産業は非軍事産業でありながらも、軍事産業に次ぐ地位が与えられた。しかし漁業用の主要生産材は輸入に依存し、かつそれは石油・鉄鋼のような直接的な軍需品でもあった。そのため輸入が制限され、しかも輸入資材が軍事優先だったため、水産業に振り向けられた石油は少なく、貯蔵もすぐに底をついた。他方、1943(昭18)年以降は大型動力漁船が徴用されてゆき、漁業生産は急速に下落した。鹿児島県で戦前最高の漁獲を示した1939(昭14)年の総漁獲量17,000,683貫(63,753ト)を100とした場合、1942年は88.9、1943年は70.4、1944年は64.2、1945年は20.3となった。往時に比べてわずかに5分の1の3,453,480貫(12,951ト)である。

1922(大11)年以来輸入税の免除措置を受けていた漁船用石油の免税は、1937(昭12)年1月に廃止された。免税廃止と石油価格の上昇は、漁業経営の負担増をもたらし、石油価格は1936(昭11)年水準に対して、1937(昭12)年末には2倍近くまで上昇。他方、沿岸・内地沖合ものの魚価は1937年でも恐慌前の水準に回復していなかった。この代償として1937年8月、漁業経営費低減補助金交付規則が公布された。漁船機関のディーゼル化によって石油消費量の節約と、軽油から価格の低い重油への転換を計ろうとしたもので、機関の改装に要する費用の10分の3以内を国庫補助することにした。漁船の保蔵施設の改善によって鮮度維持の向上と、船型改良による漁船の推進能力向上も補助対象になるものとして、1938(昭13)年度から200万円の予算が計上された。

漁業用資材の価格騰貴も激しく、1937年には鉄鋼市価が前年の3倍になった。

漁業部門への重油配給量は、1940(昭15)年には、1937(昭12)年の50%そこそこに減少したと推定される。石油の入手難は1941(昭16)年7月にとられたアメリカの石油全面禁輸措置から深まり、とくに1943(18)年に南方石油の海上輸送が困難になると、不足は決定的になった。石油の絶対的不足は、漁業労働力の減少、漁船の老朽化と漁船の徴用とも相まって、漁業生産の大幅な減少をもたらした。1944(昭19)年には、漁業用重油の配給量は1937(昭12)年の5%にまで落ち込んだ。

漁網綱については、1938(昭13)年8月に延縄用燃糸の不足が漁業者から指摘され、商工省は毎月漁業用綿燃糸の枠を定め、製造業者に割り当てを行った。農林省はこの量を地方庁に割り当て、漁業者は地方長官の発行する切符によって販売業者から購入することになった。こうして1938(昭13)年9月、マニラ麻漁網綱配給統制規則が定められ、綿綱についても1939(昭14)年10月から切符購入制がとられることになった。さらに漁業用苧麻は1940年6月に苧麻大麻等統制規則が公布され、帆布は1941年4月に漁船用帆布配給要綱が定められ、作業着・軍手・漁業作業用ゴム製品・漁業用タンニン

染料・カーバイトにまで及んでいる。この統制により、漁業用綿糸の供給量は1941年までは、1937年水準を1割程度下回る程度で推移したが、1942年以降は減少の度合いをはやめ、1944、1945年にはほとんど供給されない状態に陥った。

水産用鉄および漁船建造関係の統制は、1939(昭14)年12月の水産用鉄鋼配給統制要綱で始まった。1940(昭15)年6月には漁業用鉄索配給要綱が決定、鉤については1941年7月釣鉤配給統制要領が出された。漁船と機関については、戦争が拡大するにつれ資材の不足と船価の高騰により、漁船の新造が困難となり、老朽船の使用比率が高まるが、日本国総体としては1940(昭15)年までは動力漁船は増加し、5ト未満の動力漁船の増加傾向が続いた。鹿児島県も同様の傾向にあったものと推定される。

#### 鹿児島県漁船数

年次	漁船 総数	無 動 力 船				動 力 船 (発動機)					
		総数	5ト 未満	5～ 20	20ト 以上	総数	5ト 未満	5～ 10	10～ 20	20～ 50	50 以上
昭1	9,382	8,877	8,796	81		505	63	84	343	4	11
5	9,060	8,302	8,283	10		758	138	164	411	18	27
10	9,270	8,380	8,299	81		890	326	229	277	31	27
11	9,216	8,271	8,184	87		945	375	183	297	61	29
12	9,420	8,401	8,298	103		1,019					
17	9,359	8,282	8,237			1,077					
19	8,990	7,994	7,961	33		996					
20	5,462	4,712	4,692	20		750					

(『鹿児島県水産史』より転載)

全国の動力漁船の総数は1942(昭17)年までは7万隻が維持され、1945(昭20)年でも、動力漁船数が最高であった1940(昭15)年の76%が保持された。しかしそれは5ト以下の小型動力船がそれほど減少しなかったためとみられ、50ト以上の漁船についていえば、1945(昭20)年には1940年の半分以上になり、とくに1943年以降の減少が著しかった。さらに大型漁船は徴用を受け、先述のように1943年以降は石油事情が極端に悪化し、空襲による出漁困難になった。漁業労働力の減少と相まって、総漁船数の減少よりも、操業が大幅な落ち込みを示していることが事態の深刻度を示すであろう。

かつお・まぐろ漁業は戦時下でも漁場を拡大して、1940～1941(昭15・16)年には赤道を中心とする海域にまで出漁していた。南方海域で活動するこの漁業は、太平洋戦争の開始によって、軍の運搬船や、軍用漁獲のために徴用された。農林省は1942(昭17)年10月、鯉・鮪漁業届出規則を公布し、かつお・まぐろ漁業の情勢を把握することにした。1945(昭20)年には1941(昭16)年の3分の1に減少し、漁獲量もほぼ5分の1になったというが、鹿児島県はそれ以上の被害を被ったと思われる。

串木野を例にあげれば、軍に徴用された漁船は190隻で、無事帰還した船はわずか5隻という。徴用を免れた漁船でも、沖で出漁中に潜水艦あるいは米軍機の攻撃を受け、多くが沈没した。

#### 終戦時(昭和20年8月15日)の串木野の漁船数

戦前	動力船 20ト以上	189隻	20ト以下	83隻	計	272隻		
	無動力船					234隻	合計	506隻
直前	動力船 20ト以上	7隻	20ト以下	155隻	計	162隻		
	無動力船					70隻	合計	232隻

注 『鹿児島県史第5巻』では、串木野の徴用船84隻、うち帰還15隻と述べ、『串木野漁業

史』は徴用船を 104 隻，帰還船 11 隻と記述している。ここでは発行年の一番新しい『串木野市郷土史補遺改訂版』によった。

『串木野漁業史』によると徴用は昭和15年2月に始まり，昭和19年2月の2隻が最後である。徴用者数 880 名。徴用基地は南方・フィリピン・ビルマ・海南島・内地・ニュージーランド・ラバウル・ニューギニア・スマトラ・新南群島・山川・マニラ・シンガポール・サイパン・大島と北方海域を除く全海域に渡っている。

最大船舶84ト，乗員10名 = 昭和17年12月徴用を受け，フィリピンに向かう。沈没年月日不明。

最小船舶 17 ト，乗員 6 名 = 徴用年月日・沈没海域・沈没年月日等不明。

かつお漁船の場合を『坊津町郷土誌』で見よう。

「1941(昭16)年，大東亜戦争の開戦となるや，大部分の船は徴用を受けた。徴用後の行動は，生還者から聞くとところによると，船長以下全員が山川港に集結。南方を目指す船，佐世保に回航，整備，点検を受け，兵隊を乗せ南方へ，あるいは北方へと出航していった。魚を釣り，食料を確保するために徴用された船は，多人数が乗り組んでいる。糧食や，兵員輸送に当たる船，敵艦の監視・機雷の捜索などに当たる船等，目的は多様であった。昭和19年から20年にかけて，残った船は政府に買い上げられ，待機していたので，主婦はその日，その日の食糧にも困り，これを求めることに窮々とし，家財道具や衣類等売払って，主食と換えるものも多かった。終戦となっても徴用船は還らず，残った船は徴用にすら堪え得ぬほどのボロ船が多く，しかも機銃痕だらけのものもあった。」

『郷土誌』に記載されている徴用漁船は11隻。大は131ト・250馬力から，小は14ト・48馬力。この2隻と2度の徴用を受けた漁船1隻についての記述を転載したい。

竜重丸...131.48ト 250馬力。船長生還，機関長戦病死。海軍の兵隊25人。

昭和16年7月徴用を受け，南方へ向かう。ポーコ島付近で敵艦船の監視に当たる。昭和16年12月大東亜戦争勃発と同時に，カムチャッカ方面の，敵艦船の監視のため北上する。ホロムシロ島カタオカ湾を基地として活動中，潜水艦の砲撃を受け沈没したが，乗員は軍艦に収容されて無事であった。

一心丸...13.95ト 48馬力。船長以下乗員全5名死亡。

昭和18年12月，徴用を受け，山川港に集結して，南方へ向かった。主として輸送の任に当たっていたが，比島ルソン島付近において沈没したと思われる。

昭栄丸...19.94ト 50馬力。

第1回 昭和12年8月徴用を受け，東シナ海方面へ出動し，主として兵員，食糧の輸送にあたる。短期間ではあったが翌年夏帰還した。

第2回 昭和16年12月大東亜戦争が勃発するや再度の徴用を受けた。乗員17名のうち生存者は3名であった。

現地で漁をさせ，食糧を確保するために，多人数を乗船させたのであるが，食糧を満載した1万ト級の船が爆撃のため沈没し，やむなく食糧輸送に当たることになった。輸送中グラマンの銃撃を受け船は沈没。乗組員は救助に来た3隻のボートに助けられ，上陸できた。しかしこの基地には食糧がなく，徒歩で後方基地に引き返すことになった。途中病気や飢えのため力尽きて死亡者が続出し，たどり着いた者は生還者の3名だけであった。3人は他船に乗船して働いたが，終戦後は捕虜となって無事帰還した。(基地名等原本に記載なし)。

これ以外に記録されていない船舶被害，例えば機銃掃射による小型漁船の被害も諸方で発生したと

考えられる。また空襲による阿久根・串木野本浦・山川等の漁業組合の被災,また沿海全市町村が空襲を受けたことで,当然多くの漁家・漁民が被災した。

#### 参考文献

- 1) 農林水産省百年史編纂委員会(1980): 農林水産省百年史中巻(農林水産省百年史刊行会昭和55年3月)。
- 2) 原口虎雄ほか(1968): 鹿児島県水産史(鹿児島県昭和43年3月)。
- 3) 串木野市郷土史編集委員会(1984): 串木野市郷土史(串木野市教育委員会昭和59年3月)。
- 4) 富宿三善(1971): 串木野漁業史(串木野市漁業協同組合昭和46年7月)。
- 5) 坊津町郷土誌編纂委員会(1972): 坊津町郷土誌下巻(坊津町昭和47年12月)。

(内藤 康文)